⑽　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑾　上記１．⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書による。）。

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁　総合評価に係る技術提案が適正であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

ⓐ　品質確保の実効性

ⓑ　施工体制確保の確実性

２）技術提案

ⓐ　河道掘削土砂による高水敷造成盛土の施工方法について

ⓑ　工事中に発生する濁水の軽減対策について

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える（詳細は入札説明書による。）。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（詳細は入札説明書による。）。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次のⓐからⓒのすべての要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ⓐ　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

ⓑ　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

ⓒ　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

２）１）において、評価値が最も高い者が２人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　実施上の留意事項

⑴　実際の施工に際しては、適正とされ、競争参加資格確認通知書に併せて通知された技術提案に基づく施工計画により施工し、入札時に記載した「技術提案」以上の施工を行うものとする。

受注者の責めにより、入札時に記載した「技術提案」以上の施工が行われない場合は、以下の取扱いを行う。

１）工事成績評定点の減点措置

２）違約金の徴収　詳細は入札説明書による。

⑵　施工条件の変更、災害等、受注者の責めに帰さない事由により「技術提案」に影響を及ぼす場合の取扱いは、発注者と受注者とが協議して決定するものとする（詳細は入札説明書による。）。

⑶　技術提案についてヒアリングを実施し、当初の技術提案の改善を認める（詳細は入札説明書による。）。なお、ヒアリングの日時・場所等必要事項は別途通知する（詳細は入札説明書による。）。

⑷　技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格確認通知書に併せて通知する。その際、技術提案が適正とされなかった場合はその理由を付して通知する。

５　高度技術提案に関する事項等

⑴　技術提案の改善（技術対話）　技術対話について、受注者と競争参加者の技術対話を通じて、受注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に提案を改善する機会を与える。また、発注者より技術提案が不適切とされたものについても改善の機会が与えられるが、それが改善されない場合は競争参加を認めない。

⑵　設計数量の提出　技術提案を実施するために必要となる設計数量として、積算体系に沿った工事区分、工種、種別、細別及び規格に対応する設計数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。

⑶　技術提案に対する審査内容

１）提案する技術（材料、構造、手法、工法等）は、本工事の条件下での適用性について、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等の適切な知見に基づいて検証されたものであること。

２）技術提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は学識経験者等による組織を活用する場合がある。

３）提案内容によっては、競争参加資格通知時に入札附帯条件を付与する場合がある。

⑷　見積書の提出　３⑴に掲げる技術提案に対応した設計数量及び見積書を予定価格に反映させるための参考資料として作成し、提出することを求める。

見積書の様式は自由であるが、記載内容は平成23年度改訂版「新土木工事積算体系の解説」を参考に工事区分、工種、細別に相当する項目で作成し、対応する単位、数量、単価、金額を表示する。また、可能な限り規格を記載する。提出は電子入札システムにより提出すること。ファイル形式等は下記による。

・Microsoft Excel（Excel2003形式以下のもの）

・打ち出しサイズをＡ４版とする。

技術提案に対する見積の対象範囲は入札説明書によるものとするが、提出にあたっては本工事全体について作成するものとする。

⑸　入札及び契約　競争参加者は、提出した技術提案及び価格に基づき入札し、入札時における技術提案の更なる修正・改善は認めないものとする。なお、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格のうち純工事費が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。

６　入札手続等

⑴　担当部局　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課契約係　電話025―280―8880（代表）内線2527

⑵　入札説明書等の交付期間　入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記１）のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記２）に電話又はＦＡＸにより申し込むこと。ただし、ＦＡＸによる場合は着信確認を行うこと。

１）アドレス：http://www.e-bisc.go.jp/download/

２）交付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　電話025―280―8880　ＦＡＸ025―280―8823